のなし。
のなし。
のなし。
は一点、正川の暴流此の地邊の河端をば破壊し、仁藏・三右衛門に、犀川の暴流此の地邊の河端をば破壊し、仕蔵・三右衛門に、犀川の暴流此の地邊の河端をば破壊し、仁蔵・三右衛門

O仁藏·三右衞門來歷

町奉行和田小右衞門より言上書如,左。 五月、舊藩五世参議中將綱紀卿穿鑿し給ふに依りて、金澤を裁許し、此の外、非人・穢多の類をも裁許せり。元祿六年舊藩中は、仁藏・三右衞門とて、藤內頭を勤め、代々藤內共

覺

一、藤内・磯多同樣に而者無,海座、筋違申候。磯多は藤内より下輩之者に而、藤内も綠與等不,申合,由申候。藤內頭は才川下に罷在、仁藏・三右衞門与申者、御分國中之藤內支配仕供。附、先祖より藤內与申名之子細は、不,奉,存候由申候。一、磯多之儀は、御當國・能州御兩國分、淺野川下淺野領罷在候甚太郎・九兵衞与申者、支配仕候。越中は、彼地戶出領在候甚太郎・九兵衞与申者、支配仕候。

、歳多はと後、昼日皆ちて回り、片馬はこと申と草と引右犬之皮剣置、穢多方へ賣拂申候。一、穢多は牛馬之皮を剣、滑革など仕候。藤内は牛馬之皮一、穢多は牛馬之皮を剣、滑革など仕候。藤内は牛馬之皮

様之者には、少々宛物をも遣由に御座候。申候。自然先々より、牛馬等死申儀爲。知申儀も御座候。左一、穢多共之儀、每日諸方欠廻り、牛馬共に死申を革を剝

小頭を抱置、爲,致,裁許,申候。小頭を抱置、爲,致,裁許,申候。小頭を抱置、爲,致,裁許,申候。小頭を抱置、爲,致,裁許,申候。 水頭を抱置、爲,致,裁許,申候。 水頭を抱置、爲,致,裁許,申候。 水頭を抱置、爲,致,裁許,申候。 水頭を抱置、爲,致,裁許,申候。 水頭を抱置、爲,致,裁許,申候。

よし方に罷在ながら 朝夕乞食仕に付、左樣之者は 仁藏・三に罷成候へば、渡世仕乗申候故、子孫等無病成者共は、物ヶ間敷儀に祝儀を申請る迄にて、常々乞食不益候付、人多先祖より代々 支配仕申候。五節句丼 御家中・町方共に祝儀一、物よしは乞食与違申候。則物よし之內七兵衞与申者、一、物よしは乞食与違申候。則物よし之內七兵衞与申者、

鑿に付、答書如,左。 整に付、答書如,左。 和 田 小右衞門 五月二日 和 田 小右衞門 五月二日 和 田 小右衞門 の 理類穿 が、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、 和 田 小右衞門 の は、の,此に御座候。以上。

是

藤內 陰坊 加籠屋

等嘉日に勸進方仕候砌は、加籠屋与相唱候事。武士家、町方等に御吉事育」之、御祝に罷出候砌、丼御節句惣而死人を葬候者を陰坊与唱へ申候由。加籠屋と申は、御家等之死去人を葬候時之名目に御座候。陰坊与申儀は、町右藤内与申は、身分之本名に而御座候。陰坊与申儀は、町右藤内与申は、身分之本名に而御座候。陰坊与申儀は、町

非人頭 乞食

人に而、町家等へ乞食に罷出候時之名目に御座候。但し非与相唱へ御祝に罷出、鳥目等申請候。乞食と申は、本名非候。依而右與に御武士家・町方等御吉事有」之砌は、非人頭御當地門下・橋下等に乞食病死仕候へば、死骸取またじ仕右非人頭与申は、御當所に七人罷在、身分本名非人に而、

事。 人頭御郡方へ勸進方に罷出候砌は、ヨカレ左衞門与相唱候

右藤內·非人者、藤內頭裁許仕候事。

癌癩 物吉

右かつたゐ与申は、身分之本名に而御座候。但し無宿類之者、癩病相煩乞食に罷成候得者、藤內頭より乞食札相渡、町かつたゐども方へ相渡候へば、彼等垣內に指置申候。且門かつたゐども方へ相渡候へば、死骸加州かつたゐ共方へ引取下。橋下等に癩者相果候へば、死骸加州かつたゐ共方へ引取下。橋下等に癩者相果候へば、死骸加州かつたゐ共方へ引取下。橋下等に癩者相果候へば、死骸加州かつたゐ共方へ引取外嘉日にも、右名目を以手之內勸進仕候事。

穢多 皮太

町方等へ罷出、勸進は不,仕候事。右兩名は同事に御座候。所作は牛馬等之皮はぎ仕候。但し

舞人

何方へ 罷越候哉、舞々之所作 相止め候故、住所相知不」申之內勸進仕候。以前は折遠町池小路に罷在候得共、當時者右者三太夫 与申候。御武士家・町方等に而 舞をいたし、手